

消防・防災関係自治会総合交付金の見直しについて

消防・防災関係自治会総合交付金は、自治会防災組織の育成を目的として交付金事業を実施しています。このたび現行の制度を整理して、より組織の活動量に応じた交付金となるよう見直しを行います。ご理解いただき、積極的な訓練活動の実施をお願いいたします。

見直しの適用時期

平成30年度～（平成30年4月～）
（平成30年の自治会予算から影響してきます。）

交付金の概要と変更点

■防火防災組織運営交付金

年度当初にお支払いする、防災組織数やポンプの運用に応じた定額交付金です。

■防火防災器具等整備交付金

消防・防災の資機材の購入・整備に対する半額の助成です。

■防火防災訓練活動交付金

訓練の実施に応じた活動交付金や、訓練に必要な消耗品の助成です。

【変更点】

- ・定額で支払う運営交付金を減額し、活動量に応じた活動交付金を増額。
- ・運営交付金のポンプ割、均等割をポンプ数、組織数に応じたものに整理。
- ・育成交付金として設定されていたものを各交付金に統合。

交付金名	内容	変更点
防火防災組織運営交付金	防火防災組織運営費分 ・均等割（組織数） 5,000 円	組織数には女性消防隊を含む。
	消防ポンプ運営管理費分 ・ポンプ割 20,000 円	実ポンプ数に応じて算定。
	婦人消防隊運営費分 ・ ポンプ割 20,000 円	消防ポンプ運営管理費分に統合。
	世帯数割（ポンプ運用自治会のみ） ・200 円×世帯数	300 円⇒200 円に減額。
防火防災器具等整備交付金	防災用備品購入 ・購入費×1/2（上限 100,000 円）	上限額を 50,000 円⇒100,000 円に引上げ。
	消防用器具等購入整備分 ・購入費×1/2（上限 100,000 円） （消防器具修理分を含む。整備費×1/2）	修理分を統合。上限額は共用。
	消防機器修理分 ・修理代 20,000 円を超える部分の経費×1/2	20,000 円の控除をなくし、消防用機器等購入交付金に統合。
防火防災訓練活動交付金	訓練活動分 ・400 円×参加世帯数（上限 5 回、100,000 円）	300 円⇒400 円に増額。上限を 3 回⇒5 回、50,000 円⇒100,000 円に引上げ。
	訓練用消耗品購入分 ・訓練に使用する消耗品の購入助成 購入費×1/2（上限 20,000 円）	ソフト事業として実施していたものを助成率、上限額を定めて設定。
自主防災組織育成交付金	防災用備品購入分（結成 3 年以内） ・ 購入費×1/2（上限 100,000 円）	防災用備品購入に統合。
	防災用ソフト事業分 ・経費×10/10	訓練用消耗品購入分に移行。